

愛知県国際交流協会が「日系人相談コーナー」として外国人の相談対応を始めたのは、1991(平成3)年のことでした。2007(平成19)年には、より複雑な相談や支援に対応できるよう、愛知県からの委託で多文化ソーシャルワーカーが配置されるとともに、「多文化共生センター」として整備されました。2012(平成24)年には多文化ソーシャルワーカー事業は愛知県から移管され、以降、当協会事業として運営してまいりました。

相談・支援をする中で、様々な外国人や機関と関わってきました。その関わりを通して、諸機関の方にも外国人の対応をする上で、知識やポイントを知っていただくとよいと考え、外国人から寄せられる相談の多い結婚・離婚、子どもの教育、社会福祉についてまとめ、『多文化』ってこういうことを発行しました。

発行以降、行政機関、教育機関、福祉機関、医療機関など、様々な関係機関に活用していただいています。反響は予想以上に大きく、外国人が増え、様々な機関において多文化的視点から対応を迫られていたという状況があるということだと考えられます。

2019(平成31)年に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、さらに外国人住民が増えることが見込まれています。そのため、政府は、外国人材の受け入れ・共生のための取り組みを、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。日本人と外国人が安心して安全に暮らせるような社会を構築すること、外国人を孤立させることなく、社会の構成員として受け入れ、外国人が日本人と同様に公共サービスを利用できる環境を整備することを明記しています。

これに伴い、地方公共団体をはじめ教育機関などの諸機関においても、多言語対応、支援の充実が求められています。外国人に対して適切な対応ができるよう、人材の育成もより一層重要なこととなっています。当協会でも2019(平成31)年4月より、新しく「あいち多文化共生センター」を発足し、「多文化共生センター」で培ったノウハウを生かしつつ、対応言語の拡充、専門相談の実施など、相談体制の充実をしています。

そこで、『多文化』ってこういうことを見直し、「相談員のためのハンドブック」として、内容をさらに充実させていくことにしました。本年は、「結婚・離婚編」ですが、当協会に寄せられる相談は、関係機関からの相談も多く、国籍の違う外国人同士のDV・離婚・経済的困窮、配偶者でないパートナーとの婚外子の出生や手続きなど、問題が複雑にからみ、一つの手続きが滞っても生活状況が悪化してしまうため、諸機関との連携が必須であるケースも少なくありません。本書をきっかけに、当協会を含め多くの機関同士で連携することができ、問題を抱えている外国人がより安心した生活を送ることができるようになることを願っています。

本書は、外国人の対応をする上で知っておくとよい情報を掲載していますが、外国人は日本人と違う特別な存在ではありません。日本人と同じ「人」であり、「私」は一人しかいないように、一人ひとりが固有な存在であるということを忘れずに接していただければ幸いです。

令和2年3月

公益財団法人 愛知県国際交流協会